

成年後見人等受任で見えてきたこと (リレー型後見人制度提案) 1/3

8/13/2017

北村社会福祉士事務所

代表 北村弘之

私は、33年間勤めた民間企業のサラリーマンを辞め、2012年に社会福祉士の国家資格を取得し、現在は後見業務や福祉等に関するセミナー他の仕事をしています。

今回は、この5年間の「後見人業務」を通して見えてきた課題等を3回に分け報告いたします。

本題に入る前に、後見人の役割について簡単にお伝えします。認知症や知的障害等で「判断能力」が乏しくなった人の「医療や介護の契約」や「財産の管理(預貯金や不動産等)」の代理・代行を担っています。申し立て人の事案ごとに、家庭裁判所の審判を受けて受任することになります。私は日本社会福祉士会に所属していますので、「ばあとなあ」という後見人等の専門職団体に登録して、家庭裁判所の事案ごとに「ばあとなあ」が推薦してくれる形式になっています。

また、我々と同様の後見受任組織では、弁護士や司法書士(リーガルサポートセンター)といった法律専門職もその任にあたっています。この3専門職で全体の70%近くを受任しており、毎年の申し立て件数は約3.4万件と、ここ5年間同じ水準です。また、現在受任中の事案は全国で約20万件に及んでいますが、絶対数は少ないと言われていています。(数字はともに最高裁判所生成28年資料 HPより)

さて、私は、この5年間で累計10名の後見人等を受任し、その間亡くなられた方もいますので現在は7名の方のお世話をさせていただいております。

今回は、課題のうち「民法上の成年後見制度」についてとりあげます。

課題1. 民法上の成年後見制度

成年後見制度は、被後見人の「財産管理」と「身上監護」の役割を後見人が担うとあります。被後見人の財産(預金・不動産等)を適正に管理する財産管理は、法律に照らし合わせるという民法上の解釈に合致し、弁護士や司法書士がその任に適材と思われれます。しかし、そもそも被後見人の多くは、身体や精神的な衰えによる「制度利用」にあると思われれます。よって、この制度は、本人の身上等の配慮(福祉的な側面)である「身上監護」に、より意義があると考えています。

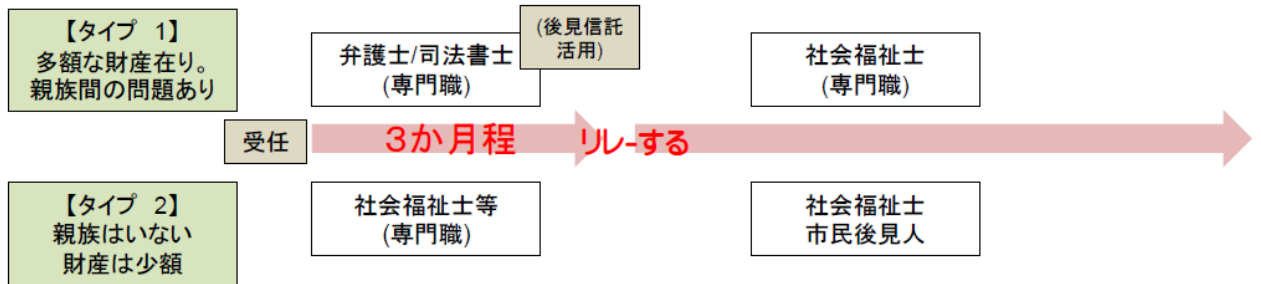
前者の財産管理は、初期の一時的な対応で道筋が開かれるものの、後者の身上監護は長期間継続するので、ソーシャルワーク(対人援助)の力が必要となり、そこには福祉の多職種による方向づけが求められます。つまり、状態によって、誰が後見人として相応しいかです。

経験的に言えば、受任後の3か月間は、財産の在りかの確認、また本人の成育歴や生活歴、親族への挨拶等で相当なエネルギーを必要とします。しかし、3か月を過ぎたころには方向付けが整備され、月に1回程度の身上監護訪問で済むことが多いのです。

よって私は、次のような「リレー型後見人制度」の実現ができないかと考えています。これと同様な方式は「後見信託」で実施済みです。

【提案】 リレー型後見人制度

リレー型については、上山泰教授の著書を参考にさせていただきました。



リレーをどのようにするかは未検討。

ここでいう専門職とは、弁護士会、リーガルサポート、ばあとなあを指す

	メリット	考 え
1.	潜在的な多くの被後見人に対応が可能になる	専門職の弁護士、司法書士、社会福祉士は当初の3か月間で被後見人の課題方向付を行い、その後を市民後見人や親族に移行することで、専門職は潜在的に多くいる後見待ちの人に対応できる。
2.	専門職後見人の報酬額増加することができる	現在の後見人への報酬は、被後見人の資産額で決定される。しかし、最初の数カ月と数年後(安定期)の職務内容は変わっているにも関わらず同じである。最初の3か月間は、10万円前後も考慮し、その後は2万円/月程度とすることはどうでしょうか。そうすることによって、専門職として責任ある仕事ができると思います。
3.	法的な課題のある被後見人に、速やかな対応を図れる	被後見人の民法上の課題がある事案では、社会福祉士等は経験の無さから、その解決方法等に時間を要している場合があります。そのような法律上の課題のある事案については、弁護士や司法書士の専門職をまず後見人にして、速やかな解決を図ることを望みます。

以上